

豊中市保育所等と同一敷地外の屋外遊戯場を利用する際のガイドライン

第1 趣旨

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）のうち、屋外遊戯場について「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について（平成13年3月30日雇児保第11号）」のほか、市が保育所及び家庭的保育事業（以下「保育所等」という。）設置認可時等の屋外遊戯場に必要と考える基準を示し、保育所等の設置認可等の申請を行う者への指導の指針を示すものである。

第2 屋外遊戯場の基本的な考え

「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について（平成13年3月30日雇児保第11号）」に基づき、屋外遊戯場に代わるべき公園、広場、寺社境内等（以下「付近代替地」という。）が保育所等の付近にあるのであれば、これを屋外遊戯場に代えて認める。

ただし、第3に定める付近代替地を認める場合の要件を満たす必要がある。

第3 付近代替地を認めるための要件

1. 保育所等整備（認可申請・定員変更）

3歳児以上の幼児を入所させる保育所等については、原則として、基準上必要な屋外遊戯場の全部を保育所等と同一敷地内に確保すること。ただし、3歳児以上の幼児を入所させない保育所等については、土地の確保が困難かつ保育所保育指針に沿った保育を提供できる場合、以下の内容により付近代替地を認める。

- (1) 既存建物を活用して保育所等整備をする場合
- (2) 新築で保育所等を整備する場合であり、基準上必要な屋外遊戯場の一部を保育所等と同一敷地内に確保できる場合

2. 付近代替地までの移動中の安全確保

- (1) 移動中の児童の列には先頭、列の途中、後尾の最低3か所に保育士を配置すること。

- (2) 移動中の2歳児以下の児童2～3名に対して、保育士1名を配置すること。
- (3) 移動に付き添う保育士が交通事故等の防止に細心の注意をはらうこと。

3. 付近代替地での安全確保

- (1) 児童への危害防止及び入口からの児童の飛び出しを防止するために、保育士が常に監視し、遊戯中は複数の保育士を配置すること。
- (2) 緊急時の対応として、保育士に防犯ブザー、携帯電話等を携帯させること。
- (3) 既存の遊具等の利用については、安全管理及び衛生管理に十分留意すること。

4. 付近代替地の利用についての報告書（様式1号）作成

- (1) 付近代替地の所在地
- (2) 付近代替地の面積
- (3) 保育所等からの距離
- (4) 歩道のない車道を通行する距離・対処方法
- (5) 利用予定児童数（年齢区分ごと）
- (6) 職員体制（年齢区分ごとの配置）
- (7) 緊急時の対応法
- (8) 保護者への理解を得ているか

附則 この指針は、平成26年10月1日から施行する。

附則 この指針は、平成27年12月1日から施行する。

附則 この指針は、令和5年3月13日から施行する。

附則 この指針は、令和6年3月31日から施行する。

屋外遊戯場の付近代替地の利用についての報告書

| | | |
|---|--------------------------------------|--|
| 1 | 保育所等の名称 | |
| 2 | 付近代替地の所在地 | 豊中市 公園等の場合 名称 () |
| 3 | 付近代替地の面積 | m ² |
| 4 | 保育所等からの距離 | m |
| 5 | 歩道のない車道を通 行する距離・対処方法 | <距離> m <対処方法> |
| 6 | 利用予定児童数 | 2歳児： 人、 3歳児： 人 4歳児： 人、 5歳児： 人 |
| 7 | 職員体制(年齢区分ご との配置) | 2歳児 人・・・児童 人につき 人の保育士 3歳児 人・・・児童 人につき 人の保育士 4歳児 人・・・児童 人につき 人の保育士 5歳児 人・・・児童 人につき 人の保育士 |
| 8 | 緊急時の対処方法 | |
| 9 | 保護者への理解を得 ているか(どのように 説明をしているか) | |

【添付書類】

- ・保育所等と付近代替地の位置図
(保育所等から付近代替地までの経路を記載すること)

法人名

代表者職・氏名